

フードテック官民協議会

Council for Public-Private Partnership in Food Technology

第1回（提案・報告会）

令和2年10月2日

フードテック官民協議会発起会

フードテック官民協議会 第1回提案・報告会

次第

フードテック官民協議会発起会

- 1 議長の互選
- 2 規約案について
 - ・ 規約案について説明
 - ・ 意見、質疑応答
 - ・ 規約の承認、協議会の立ち上げの宣言

フードテック官民協議会 第1回提案・報告会

- 1 あいさつ
- 2 協議会について
- 3 WT・CCの提案
- 4 その他

フードテック官民協議会規約（案） その1

第1章 協議会

（名称）

第1条 この協議会は、フードテック官民協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 食・農林水産業の発展と食料安全保障の強化に資する、資源循環型の食料供給システムの構築や高い食のQOLを実現する新興技術について、国内の技術基盤の確保に向けて、協調領域の課題解決の促進や新市場の開拓を後押しする官民連携の取組を推進する。

2 個人と組織の力を活用し、建設的で挑戦的な発想で議論し、双方向に価値を与え合うことで、会員相互の発展・成長を促進する。

（協議会が行う事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施する。

- （1）フードテックの振興に資する官民連携の推進に関する事業
- （2）フードテックの振興に資する普及啓発に関する事業
- （3）フードテックの振興に資する調査研究・教育に関する事業
- （4）その他協議会が定める事業

第2章 会員

（会員）

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する個人（以下「会員」という。）で構成する。

（入会）

第5条 協議会の会員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。

（退会）

第6条 会員は、協議会に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 退会の届出は、以下の事項を届け出るものとする。

- （1）退会しようとする者の氏名
- （2）退会の理由
- （3）届出の年月日

（会費）

第7条 会員の会費は無料とする。

（会員の権利及び義務）

第8条 会員は、事業に参加する権利を有し、会員の議決権はそれぞれ1とする。

第9条 会員は次に定める義務を負う。

- （1）本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業へ参加・協力する。
- （2）本規約その他本協議会の運営に関わる諸規程等を遵守する。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該会員を除名することができる。

- （1）本会則その他の規則に違反したとき。
- （2）協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総会

（構成）

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

（議長）

第12条 総会に、議長を置く。

2 議長は、総会の都度、会員の互選により選出する。

（召集）

第13条 総会は、事務局が招集する。

（議事及び決議）

第14条 議事は、規約の変更その他協議会の活動に関する重要な事項とする。

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

（議事概要）

第16条 議事概要は、事務局が作成し公表する。

フードテック官民協議会規約（案） その2

第4章 提案・報告会

（構成）

第17条 提案・報告会は、全ての会員をもって構成する。

（開催）

第18条 提案・報告会は、毎年度3回程度開催する。

（召集）

第19条 提案・報告会は、事務局が招集する。

（議事）

第20条 提案・報告会の議事は、第5章に定める作業部会や、第6章に定めるコミュニティサークルの提案・活動報告その他協議会の活動に関する事項とする。

（議事概要）

第21条 議事概要は、事務局が作成し公表する。

第5章 作業部会

（作業部会の設置）

第22条 特定のテーマに関する議論を行う場として、作業部会（以下「WT」という。）を、会員の発意により協議会に設置する。

（作業部会の設置に係る手続き及び活動報告）

第23条 WTを設置しようとする者（以下「WT責任者」という。）は、WTで扱う内容について、WT提案様式に必要な事項を記載し、会員に対し、作業部会に参加する者（以下「WTメンバー」という。）の公募を行い、WTメンバーを決定する。

2 WT責任者は、WTにおける情報の取り扱いその他WTの運営に必要な事項を定める。

3 WT責任者は、原則年2回程度、WTの活動状況について提案・報告会で報告を行うものとする。

第6章 コミュニティサークル

（コミュニティサークルの設置）

第24条 フードテックの振興に資する普及啓発、会員相互の連携促進を図る活動を行うコミュニティサークル（以下「CC」という。）を、会員の発意により協議会に設置する。

（CCの設置に係る手続き及び活動報告）

第25条 第23条の規定に準じて行う。

第7章 事務局

（事務局）

第26条 協議会の事務局は、会員の協力を得て、農林水産省大臣官房政策課が行う。

第8章 雑則

（協議会の活動における情報の取扱い）

第27条 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、適切な情報管理を行うこととする。

以上

フードテック官民協議会設置の趣旨

食・農林水産業の発展と食料安全保障の強化に資する、資源循環型の食料供給システムの構築や高い食のQOLを実現する新興技術について、国内の技術基盤の確保に向けて、協調領域の課題解決の促進や新市場の開拓を後押しする官民連携の取組を推進するため、フードテック官民協議会を立ち上げる。

新興技術を活用した食・農林水産業の発展
食料安全保障の強化

国内における技術基盤の確保

協調領域の
課題解決の促進

フードテック関連の
新市場の開拓

官民協議会の活動

官民協議会の活動

協調領域の課題解決の促進や新市場の開拓を後押しする官民連携の取組を推進するため、官民協議会には、

- ①規約の変更等、協議会の運営に係る重要事項を決定する総会
- ②情報共有や交流・マッチングの機会を提供する提案・報告会
- ③協調領域の課題解決に向けて議論・提言を行う作業部会
- ④機運を盛り上げていくため継続的に取り組むコミュニティサークル

を設置する。

総 会

- 規約の変更その他協議会の運営に係る重要事項の決議

※議事進行は、会員の互選で選ばれた議長が行う。

提案・報告会

- WT・CC立ち上げの提案、活動報告、成果の共有

※議事進行は、協議会事務局が行う。

作業部会
(WT: Working Team)

- 協調領域の課題解決に向けて、
明確なアウトプット、活動期間を定め、専門的な議論を行う場

コミュニティ活動
(CC: Community Circle)

- 協議会参加者のリソースを活用し、フードテックに関する
機運を盛り上げていく継続的な活動を行う場

提案・報告会

協議会の提案・報告会は、原則オンラインでの開催とし、年3回程度（4、8、12月）を目安に開催し、

- ①基調講演やパネル等を開催し、ビジョン等の協議会の価値観を共有
- ②作業部会やコミュニティ活動の活動状況を報告し、全体で情報共有
- ③会員からの新たな活動の提案を受け付ける場の提供

などを行う。

4月

8月

12月

- ビジョン等協議会の価値観の共有
- 作業部会やコミュニティ活動の活動状況の報告の場
- 新たな活動の提案の場

※原則、オンラインでの開催とする

作業部会のテーマ

- ・**作業部会**は、協調領域での**課題特定・対応方針の策定**や、当該分野に関する**調査や報告書の作成**、政策提案など、**専門的な議論を行う場**として設置。
- ・**提案者**が、テーマ設定やスケジュール等を検討し、メンバーを募って活動を行う「**この指とまれ**」方式で設置。

<民間企業等から提案のあったテーマ（立ち上げ時）>

2050年の食卓の姿

長期(2050年)的な視点で、消費者の生活スタイルや食に対するニーズの変化、フードテックに係る技術開発のトレンドを予測した上で、フードテック振興のあり方等について検討を行う。

スマート育種産業化

ゲノム編集等のスマート育種技術は、育種効率及び機能性を飛躍的に向上する技術である。今後のビジネス市場を形成していくための事業化プロセス、技術的な課題を特定し、その解決に向けた検討を行う。

ヘルス・フードテック

食の機能を最大化し、高いQOLを目指す食と、これを取り巻く環境・文化を組み合わせた未来の食産業創出に向け、検討体制を構築し、実現のための技術課題を特定、その解決策について検討を行う。

宇宙食

将来的に大きな需要が見込まれる宇宙食について、国際的に競争力の高い有人宇宙滞在技術の実現と日本の食産業の競争力強化を目的として、宇宙食に係るフードテックの研究開発目標やロードマップ、必要となる共創基盤や、支援策について検討を行う。

細胞農業

研究開発が進む細胞農業(培養肉)の産業化に向け、①細胞培養肉の食品として製造時の安全性、販売時の表示の在り方、②消費者とのコミュニケーション、③既存産業との共存の仕組みと役割分担の明確化等について検討を行う。

昆虫ビジネス

動物飼料用、食料用の昆虫の市場を形成していくための生産方法や、研究、安全性の評価、用途開発等の課題を特定し、解決に向けた検討、実証を行う。

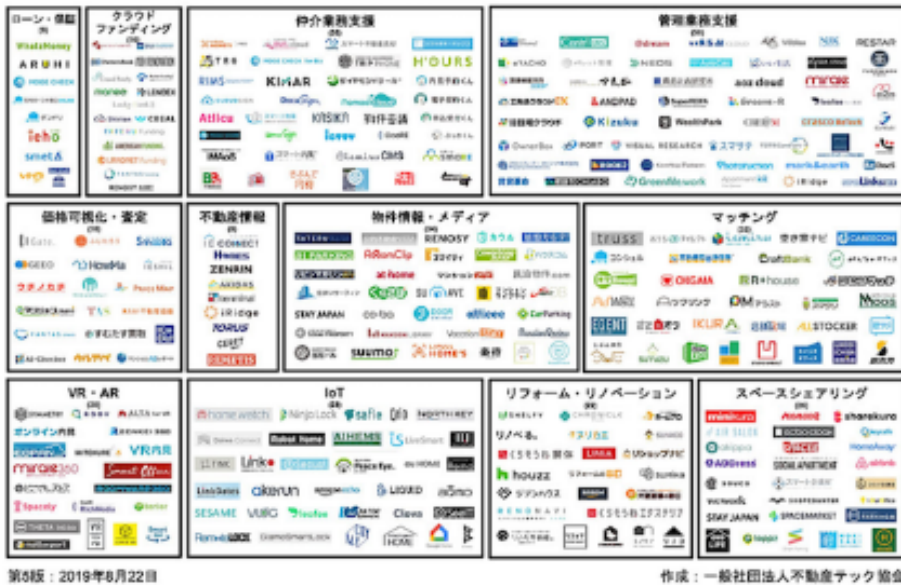
コミュニティ活動（CC: Community Circle）

コミュニティは、協議会参加者のリソースを活用し、フードテックに関する機運を盛り上げていく、試食会、海外への情報発信(マンレポ・HP)など、継続的な活動を行う単位として設置。WT同様、「この指とまれ」方式で活動。

企画1：フードテックのカオスマップづくり

フードテックに関するサービスを提供する協議会メンバーをカテゴライズし、カオスマップを作りませんか？

(参考) 不動産テックカオスマップ（一般社団法人不動産テック協会）



企画2：フードテックのカタログ

協議会メンバーのサービス・取組を紹介するカタログを作りませんか？

<h3>カイコを使って水産養殖飼料の国産化</h3> <p>株式会社愛南リベラシオ（愛媛県松山市）</p> <p><背景・取組のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料原材料の魚粉の価格高騰、環境負荷低減に向けその配合率の低下が求められるなど、良質飼料の確保が困難な状況。 愛南リベラシオでは、愛媛大学との共同で、昆虫に代表される未利用資源の機能性の研究を行い、新たな飼料原料を開発。  <p><新技術のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> カイコの中から、魚類等の免疫を強く活性化させる多糖を愛媛大学が発見。これを凝縮した水産飼料用サプリメント「シルクロース®」を開発。 ハエやアブの幼虫、ミールワーム等の昆虫を利用して、魚粉を一切使わない飼料の開発に成功。実用化を目指している。 <p><会社概要></p> <p>社名：株式会社愛南リベラシオ 代表者：代表取締役 野村 真史 設 立：2012年12月1日 親 母：愛媛大学ベンチャー企業、大学の研究成果を活かした「シ 株式会社 愛南リベラシオ」 ルクロス®」や「イカなど、未来の水産業の確立に向けた研究開発と、新技術の立ち上げを推進。</p>	<h3>昆虫テクノロジーで畜産糞尿を商品に</h3> <p>株式会社ムスカ（東京都港区）</p> <p><背景・取組のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産で発生する大量の糞尿の処理は、悪臭、温室効果ガスの排出、地下水汚染など、環境への悪影響が懸念される工程です。 株式会社ムスカでは、選別・交配されたイノエを使うことで、1週間で家畜糞尿を良質な有機肥料・飼料に変える循環型システムを開発。  <p><新技術のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> イノエの幼虫に、有機廃棄物を給餌し育成。その後、幼虫を飼料として畜産農家や養殖漁業者に提供。本技術では1週間で飼料生産が可能(通常、堆肥化には2〜3ヶ月程度)。 また、育成に使用した有機廃棄物を加熱処理し、肥料を生産。 <p><会社概要></p> <p>会社名：株式会社ムスカ MUSCA Inc. 代表者：代表取締役CEO 池澤 健児 設 立：2016年12月15日 親 母：約50年経った2008年にわたる連鎖したイノエ(エ)を保有し、畜産糞尿などの有機廃棄物から、畜産業や養殖業向け飼料として有機肥料や動物性たんぱく質を生産する事業を推進。</p>
--	--

企画へ御協力いただける方、掲載を希望される企業、募集します！

WT・CCの立ち上げまでの流れ

① WT/CC事務局は提案書を作成

※ 立ち上げする者は協議会事務局へ御連絡ください。提案書様式を送付します。

② WT/CC提案書を協議会事務局へ提出（形式チェック）

③ WT/CC事務局は提案・報告会、メールにより、提案・メンバーを公募（必要に応じ、参加希望者からWT事務局へ問い合わせ）

④ 参加希望者は、WT/CC事務局へ応募

⑤ WT/CC事務局はメンバーを決定（協議会事務局へ報告）

⑥ 活動開始

※各WT/CC終了後、簡易な議事概要・資料を協議会に提出してください。

(参考) WT・CC提案様式 (イメージ)

WT立ち上げに係る提案様式 (新興技術・新興ガバナンス WT)

申請日：令和2年〇月〇日

項目	記入欄	備考
WTの名称	新興技術・新興ガバナンス WT	
趣旨・目的	食に関する新興技術を起点とする、新産業の成長ストーリーが描かれたため、将来の技術動向の把握、それに対応する規制の在り方についての検討体制を整備することを目的に、「新興技術・新興ガバナンスWT」を立ち上げる。	
想定メンバー	国立研究法人 (NARO戦略開発センター、NEDO/TSC、JST/CRDS等)、 大学有識者 (技術予測、ガバナンス等)、 関係省庁 (農水省、経産省、消費者庁、文科省、厚労省、食安委等)	この他、必要に応じ 民間シンクタンク、 VC等をお招きしヒア リング実施。
当面のアウトプット	将来の技術動向の把握、それに対応する規制の在り方についての検討体制を構築。 (当面は、各機関が有する食に関連する技術情報を共有するとともに、大学有識者等から海外 (英・米) の行政機関の取組等を紹介いただき、食分野における各機関の検討体制の在り方を検討。)	
今後のスケジュール (概ね半年)	2020年9月：WTの提案、募集 2020年10月：第1回 WTの目指すもの、当面の進め方 (農水省) 2020年11月：第2回 プレゼン① (有識者) 2020年12月：第3回 プレゼン② (国研) 2020年1月：官民協議会 全体会 (活動報告) 2020年2月：第4回 プレゼン③ (VC・シンクタンク) 2020年3～4月：中間とりまとめ (体制の在り方⇒深化)	・当面は各機関の取組共有。どういった枠組みが持続的で、機能するか。 ・開催頻度は要調整 (1回/1～2ヶ月)
情報の取り扱い	参加者と協議の上、決定。 (非公開、公開、チャタムハウスルール)	
開催方法	原則、オンラインでの開催。	
責任者・事務局	農林水産省政策課〇〇〇	
窓口担当者	〇〇、〇〇	
窓口連絡先 (メールアドレス)		
窓口連絡先 (電話番号)		

CC立ち上げに係る提案様式 (カタログCC)

申請日：令和2年〇月〇日

項目	記入欄	備考
CCの名称	フードテックカタログ	
趣旨・目的	官民協議会に参加するフードテック企業の取組について広く国内外に発信しフードテック全体の機運を高めるため、「フードテックカタログ (仮称)」を作成する。	可能なら、会員の協力を得て英語版を作成。
想定メンバー	食品メーカー、スタートアップなど	
活動	・フードテックカタログの企画、作成、更新管理 ・成果物は、官民協議会事務局HPへ掲載。	
責任者・事務局	農林水産省大臣官房政策課	
窓口担当者	〇〇、〇〇	
窓口連絡先 (メールアドレス)		
窓口連絡先 (電話番号)		

会議情報の取り扱いについて

- ・ 会議情報の透明性の確保、情報共有によるオープンイノベーションを促進する観点から、協議会における情報の扱いは、チャタムハウスルールを基本とします。

チャタムハウスルール：参加者は会議中に得た情報を外部で自由に引用・公開することができますが、その発言者を特定できる情報を公開することは禁止します。

- ・ 基本的には、①会議は非公開、②全体会の議事概要は公表、③WTでの扱いは各WTで決定することとします。
- ・ WTの活動・成果物を全て公表する必要はありませんが、協議会として対外的な情報発信が行えるよう、活動報告、成果物の概要を公表するようお願いいたします。

	会議の公開	議事概要	資料
全体会	非公開	HPで公表 ※ 協議会事務局が作成	公表
W T	非公開	各WTで決定 〔①公表 ②非公表〕 ※ WT事務局が作成	各WTで決定 〔①公表 ②非公表〕

このほか、CC・イベント等については積極的な対外発信をお願いいたします。

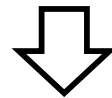
名簿の取り扱いについて

- ・ 会員の所属組織（企業・団体等）名は、協議会事務局HP等で公表します。（非公表も可）
- ・ 協議会内では、所属組織（企業・団体等）名、個人名、部署・役職名をオープンとします。
- ・ 会員内のマッチングの御希望があれば、事務局に連絡してください（相手方の了承を取った上で、お取次ぎします。）。

	協議会外	協議会内
所属組織 （企業・団体等）名	オープン（HP等で公表） orクローズ の選択制	オープン
個人名、 部署・役職名	クローズ	オープン

今後の流れ

1. 各WT・CCのプレゼン（本日）



2. 事務局からWTの案内（近日中にメール）



3. 各WTへの参加、問い合わせは2のメールでお知らせする各WT・CC事務局連絡先まで